

改正

令和5年2月9日告示第39号

令和6年3月19日告示第55号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の商業環境の向上を図るため、中小企業者が市内の空き店舗等を活用して出店する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる者をいう。
- (2) 商店街団体 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合及び中小企業者により組織された団体で市長が特に認めた団体（団体を構成する中小企業者の2分の1以上が市内に事業所を有しているものに限る。）をいう。
- (3) 空き店舗等 市が管理する空き店舗情報に登録されている空き店舗及び空き事務所をいう。
- (4) 商店街 10以上の店舗が連たんして街区を形成しているもの（店舗以外の建物が混在する場合は、店舗以外の建物の数が店舗の数の2分の1を超えない場合に限る。）をいう。
- (5) 商工団体 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所及び商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会をいう。
- (6) 市内在住者 個人事業主の場合は市内に住所を有する者をいい、法人の場合は市内に本社又は本店を有する者をいう。
- (7) 市外在住者 個人事業主の場合は住所が市外である者をいい、法人の場合は本社又は本店が市外にある者をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内の空き店舗等を賃借して出店する中小企業者又は商店街団体であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税等の滞納がないこと。
- (2) 営業に関する許認可が必要な場合は、その許認可を取得すること。
- (3) 市内で別の店舗を営業している場合は、その店舗の営業も続けていくこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 出店しようとする空き店舗等の所有者が2親等以内の親族又は生計を一にする親族でないこと。
- (6) 出店しようとする空き店舗等において営む事業について、次に掲げるいずれにも該当するものであること。

- ア 1年以上継続して営業することが見込まれること。
 - イ 営業時間に昼間の時間帯（おおむね午前10時から午後4時まで）が含まれていること。
 - ウ 出店について、地元の商店街又は商工団体（商店街団体にあつては、商工団体）の推薦を受けていること。
 - エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業（同項第2号に掲げる営業を除く。）又は同条第5号に規定する性風俗関連特殊営業でないこと。
 - オ 小売業、飲食サービス業その他これに類する業種であること。
 - カ フランチャイズ方式等による画一的な営業を行うものでないこと。
 - キ 店舗内での販売又はサービスの提供を主に行わず、大部分が事務所又は倉庫での利用とみなされるものでないこと。
- (7) 過去5年以内にこの要綱による補助金（空き店舗等の賃借に要する経費に係るものであって、賃貸借契約が複数年度にわたるものに係る前年度以前の年度分の補助金を除く。）の交付を受けた者でないこと。

（補助対象経費及び補助金の額等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）及び補助金の額等は、次表のとおりとする。

対象経費	補助金の額		対象外経費等
空き店舗等の改修に要する経費	市内在住者	対象経費の3分の1以内とし、70万円を限度とする。	設計管理委託料及び事務用機器、調理器具、什器等の備品購入費
	市外在住者	対象経費の3分の1以内とし、30万円を限度とする。	
空き店舗等の賃借に要する経費	市内在住者	対象経費の30パーセント以内とし、1か月当たり3万円を限度とする。	敷金、礼金、保証金、管理費、共益費その他これらに類する経費
	市外在住者	対象経費の30パーセント以内とし、1か月当たり2万円を限度とする。	

- 2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額を補助金の額とする。
- 3 第1項に規定する空き店舗等の改修に要する経費については、原則として、市内に住所又は事業所を有する者に請け負わせた場合の経費に限る。
- 4 第1項に規定する空き店舗等の賃借に要する経費については、賃貸借契約に定めた賃貸借の開始の日から3年間を限度とする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、佐久市空き店舗対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書

- (2) 収支予算書
- (3) 賃貸借契約書（案）
- (4) 地元の商店街又は商工団体（商店街団体にあつては、商工団体）の推薦を受けていることが分かる書類
- (5) 市税等の納税証明書
- (6) 営業に関する許認可書類の写し
- (7) 改修工事に係る設計図書及び見積書の写し
- (8) 空き店舗等の改修前の写真
（交付決定）

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し、相当と認めるときは補助金の交付を決定し、佐久市空き店舗対策事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告兼交付請求）

第7条 補助金の交付の決定を受けた申請者は、当該年度分の事業が完了したときは、速やかに佐久市空き店舗対策事業補助金実績報告書兼交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の実績報告書兼交付請求書を受理した時は、内容を審査し、相当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、佐久市空き店舗対策事業補助金交付確定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に、佐久市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則（平成29年佐久市規則第16号）による改正前の佐久市商工業振興条例施行規則（以下「改正前規則」という。）の規定によりなされた改正前規則別表に規定する空き店舗対策事業に係る補助金の交付の決定、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

（この要綱の失効）

3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和5年2月9日告示第39号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和6年3月19日告示第55号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の佐久市空き店舗対策事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、施行日前の申請に係る補助金の交付決定については、なお従前の例による。